

IASB会議報告（第101回から第103回会議）

IASB（国際会計基準審議会）の第103回会議が、2009年10月19日から23日の5日間にわたりロンドンのIASB本部で開催された。また、これに引き続き、10月26日から28日の3日間にわたり、米国財務会計基準審議会（FASB）との合同会議が、米国コネチカット州ノーウォークのFASB本部で開催された。さらに、これらの会議に先立って、金融商品会計基準の見直しプロジェクトに関する第101回及び第102回の臨時会議が、それぞれ、10月6日、及び10月15日から16日にテレビ会議で開催された。

第101回会議では、金融商品会計基準の見直しの3つのフェーズ（分類及び測定、減損及びヘッジ会計）のそれぞれが取り上げられた。分類及び測定では、①企業自身の信用リスクの反映、②組込みデリバティブ、③償却原価測定区分の2つの条件（基本的貸付特徴（basic loan feature）及び契約金利ベースでの管理（managed on a contractual yield basis））の相互関連性、④公正価値以外の測定属性（「償却原価」でよいかどうか）、⑤公正価値オプション（FVO）及び⑥非上場持分金融商品に対する原価測定の例外が議論された。減損では、⑦変動利付債の減損に関するガイダンス、⑧減損の表示と開示、及び⑨その他のIFRSとの関係について議論が行われた。ヘッジ会計では、⑩公正価値ヘッジ会計へのキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の手法の適用について議論が行われた。

第102回会議では、分類及び測定に関して、①非上場持分金融商品に対する原価測定の例外、②再分類（償却原価区分及び公正価値区分間）、③その他の包括利益（OCI）での表示、④信用リスクの集中のある金融商品（信用リスクの集中）、⑤発生損失を表象する割引価格で購入された金融資産の取扱いが議論された。減損に関しては、⑥公開草案ドラフトの内容の確認及び公開期間について、さらに、ヘッジ会計に関しては、⑦契約キャッシュ・フローを基に管理されている金融資産へのヘッジ会計の適用について議論が行われた。第103回会議では、①金融商品会計基準の見直し（分類及び測定）、②負債の測定における自分自身の信用リスク、③認識の中止、④包括利益計算書の改訂（一計算書方式への統一）、⑤負債（IAS第37号（引当金、偶発負債及び偶発資産）の改訂）、⑥連結、⑦財務諸表の表示、⑧公正価値測定、⑨保険会計及び⑩退職後給付が議論された。会議には理事15名が参加した。本稿では、①から④までの内容を紹介する。

FASBとの合同会議では、①金融商品会計基準の見直し（IAS第39号（金融商品：認識及び測定）の改訂のうち金融商品の分類と測定）、②財務諸表の表示、③収益認識、④保険会計、⑤リース、⑥資本と負債の区分、⑦公正価値測定、⑧連結、⑨廃止事業、⑩法人所得税及び⑪作業計画の見直しについて議論が行われた。合同会議には、両ボードメンバー全員（IASBから15名、FASBから5名。ただし、エングストローム氏は10月26日のみ参加。）が参加した。本稿では、①から④までの内容を紹介する。

第101回会議（2009年10月6日）

金融商品会計基準の見直しプロジェクトを検討するための臨時の会議が開催された。今回は、2009年7月の公開草案に対するコメントで指摘された次の論点について議論が行われた。

1. 分類及び測定

(1) 企業自身の信用リスクの反映

2009年9月の第100回臨時会議で、本プロジェクトの範囲に金融負債も対象として含めることが暫定的に合意されているが、これを受けて、償却原価以外で測定される金融負債の測定に当たり、企業自身の信用リスクをどのように反映するかが議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 償却原価以外で測定されているが、契約金利ベースで管理するビジネス・モデルで管理されているすべての金融負債の測定には、「信用スプレッド凍結測定法 (frozen credit spread measurement method)」（金融負債の公正価値による測定に当たり、信用スプレッドについては、当初認識時の信用スプレッドをその後の測定でも用いるが、それ以外の要素は測定時点で見直す方法）を用いることを求める。
- (b) IFRSの中では、当初の信用スプレッドをどのように決定するかに関する記述は行わないが、単純な構造の金融負債の場合に、企業が用いることのできる標準的方法 (default method) を記述する。
- (c) 当初信用スプレッドの分離に用いた方法及び情報に関する開示を求める。
- (d) IFRS第7号（金融商品：開示）で求められているすべての金融負債の公正価値の開示は、引き続き要求する。

(2) 組込みデリバティブ

公開草案では、ホスト契約が金融商品である（IAS第39号の範囲内）場合、複合金融商品 (hybrid instrument) に含まれる組込みデリバティブは分離せず、償却原価を適用するかどうかの判断は、複合金融商品全体に対して適用される。したがって、複合金融商品全体が、償却原価区分適用のための2つの条件（基本的貸付特徴を持ち、契約金利ベースでの管理されている）を満たす場合には、償却原価カテゴリーに分類され（例えば、金利キャップ、フロア又はカラーのついた金融商品）、満たさない場合には公正価値カテゴリーに分類されることが提案されている。なお、ホスト契約が金融商品でない（IAS第39号の範囲外）場合には、現行IAS第39号の分離規準を用いて、組込みデリバティブをホスト契約から分離すべきかどうかを決定しなければならない。

このように、公開草案の提案では、ホスト契約が金融負債の場合には、組込みデリバティブ

ブが分離されない場合には、信用リスクが複合金融商品の測定に含まれるため、分解しないことに対して懸念があった。上記①のように、金融負債には信用スプレッド凍結測定法を用いることが暫定合意されたので、組込みデリバティブは分離しないことが、暫定的に合意された。

(3) 償却原価測定区分の2つの条件

公開草案では、償却原価区分が適用されるためには、金融商品は、①基本的貸付特徴を持ち、②契約金利ベースで管理されていなければならないという2つの条件を満たす必要があると提案している。この提案に対しては、2つの条件に優先順位をつけるべきとのコメントが寄せられている。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 償却原価区分を採用するための2つの条件は変更しない。
- (b) 2つの条件は同等であり、どちらが優先するというものではないが、判定を効率的に行うには、まず、契約金利ベースで管理するというビジネス・モデルがあるかどうかを判定し、次いで、金融商品が基本的貸付特徴を持つかどうかを判断した方がよい。

(4) 公正価値以外の測定属性

公開草案では、金融商品を償却原価と公正価値とに2つに分けるミックス・モデルを提案しているが、これでよいかが議論され、また、償却原価で測定される金融商品の公正価値を財政状態計算書上で開示するかどうかも議論された（FASBは、財政状態計算書で金融商品の公正価値を開示することを求めている）。

議論の結果、公正価値以外の測定属性は、償却原価とすること、そして、財政状態計算書上で、償却原価で測定される金融商品の公正価値を表示することは求めないことが暫定的に合意された。なお、後者の公正価値の表示については、将来再検討するかも知れない点も併せて合意された。

(5) 公正価値オプション（FVO）

償却原価で測定される金融商品に対して、FVOの適用を認めるかが議論された。議論の結果、FVOの指定が測定又は認識の不整合（会計上のミスマッチ）を解消又は大きく減少させるものである場合には、償却原価で測定される金融商品を、FVOの選択によって、公正価値の変動を損益で認識する金融商品とすることができることが、暫定的に合意された。

(6) 非上場持分金融商品に対する原価測定の特例

公開草案では、非上場持分金融商品に対する原価測定の特例を削除し、公正価値による測定を行うことを求めていた。受領したコメントでは反対が多く、これに対応して、公開草

案の提案の取扱いが議論されている。2009年9月29日に行われた第100回臨時会議では、非上場持分金融商品に対する現行IAS第39号の原価測定の例外よりは対象範囲を狭めるものの、引き続き原価測定を存続させるという提案がスタッフから提出されたが、合意に達しなかった。今回も、この問題が議論されたが、非上場持分金融商品を原価で測定するという例外を認めるというスタッフ提案に同意が得られず、継続審議となった。

2. 減損

(1) 変動利付金融資産の減損に関するガイダンス

減損では、現行IAS第39号の発生損失アプローチ（incurred loss approach）に代えて、予想キャッシュ・フロー・アプローチ（expected cash flow approach）を提案する方向で議論が進んでいる。今回は、予想キャッシュ・フロー・アプローチを変動利付金融資産に適用する際のガイダンスを提供する必要があるかどうかについて議論が行われた。

2009年6月に減損（金融資産の減損に関する予想キャッシュ・フロー・アプローチ）に関する情報提供依頼書（request for information：RFI）では、予想キャッシュ・フロー・アプローチを変動利付金融資産に適用する方法として、①実効金利リセット法（簿価に実効金利を適用した金額が、金利の変動によって変更された予想キャッシュ・フローに振り戻されるように実効金利を再計算する方法）及び②キャッチアップ調整法（簿価に実効金利をかけた金額が、金利の変動によって変更された予想キャッシュ・フローに振り戻されるように簿価を調整し、当該調整額を損益として認識する方法（実効金利は再計算されない））の2つがあることが指摘されている。

議論の結果、キャッチアップ調整法による計算を行うことを求める適用ガイダンスを作成することが暫定的に合意された。

(2) 減損の表示と開示

包括利益計算書における表示及びそれに関連する財務諸表の開示に関して、次の点が暫定的に合意された。

(a) 包括利益計算書における表示

次の項目を独立表示する。

- ・ 予想損失を考慮する前の金利収入
- ・ 当初予想損失の配分調整額（上記より控除する形式で示す）
- ・ 予想キャッシュ・フローに基づく金利収入（上記2項目の合計）
- ・ 予想の変動に基づく損益は、包括利益計算書上独立した項目として区分する。

(b) 財務諸表の注記開示

財務諸表の注記での開示事項及びそれに関連する決定は次のとおり。

- ・ 信用損失に対しては、貸倒引当金勘定を必ず用いることとする（直接償却を禁止し、必ず貸倒引当金を用いる）。

- ・貸倒引当金の調整表（期首から期末までの増減の開示）
- ・年齢情報及び損失トライアングル
- ・予想の変更の詳細（信用リスクに関連する変更とそうでないものを区分する）
- ・経営者が用いた前提及び予想キャッシュ・フロー・アプローチに用いた方法
- ・重要な前提の感応度及びストレステストに関する説明
- ・金融資産の信用状況（credit quality）に関する開示に関連して、不良金融資産（non-performing financial assets）を、期日を90日以上過ぎている金融資産と定義し、償却原価で測定されている不良金融資産については、調整表（期首から期末までの変動）の開示を求める。

3. ヘッジ会計

2009年9月の会議では、現行の公正価値ヘッジ会計に代え、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の手法（ヘッジ対象の損益が損益計算書に影響を与える時までヘッジ手段の損益をOCIで繰り延べる方法）をすべてのヘッジ会計に適用する方向で検討することが、暫定的に合意されている。これに関連して、IAS第39号第96項(a)の取扱いを公正価値ヘッジにも適用するかどうか議論された。IAS第39号第96項(a)では、OCIで繰延べることができる金額を、①ヘッジの開始時からヘッジ手段に生じた損益の累計額と②ヘッジの開始時からヘッジ対象に生じた予想キャッシュ・フローの公正価値の変動の累計額のいずれか低い金額となるように調整することを求めている。これは、キャッシュ・フロー・ヘッジの場合には、ヘッジ対象は、多くの場合、発生することがかなり高い予定取引であり、そのため、ヘッジ会計適用時には存在しておらず、将来発生することが見込まれているだけに配慮した取扱いである。すなわち、現実に存在していないヘッジ対象の予想キャッシュ・フローの公正価値の変動の累計額が、現実に存在しているヘッジ手段に生じた損益の累計額を超える金額をOCIとして繰延べることと問題があると考えられているために求められている調整である。今回、このような背景を踏まえて、公正価値ヘッジ会計に代えてキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の手法をすべてのヘッジ会計に適用する場合、このような調整を、ヘッジ手段及びヘッジ対象ともに存在している公正価値ヘッジにまで適用するかどうか議論された。

議論の結果、このような調整は、引き続きキャッシュ・フロー・ヘッジにのみ適用することとし、公正価値ヘッジにまで拡大しないことが暫定的に合意された。

第102回会議（2009年10月15日から16日まで）

金融商品会計基準の見直しプロジェクトを検討するための臨時の会議が開催された。今回は、2009年7月の公開草案に対するコメントで指摘された次の論点について議論が行われた。

1. 分類及び測定

(1) 非上場持分金融商品に対する原価測定の特例

公開草案では、非上場持分金融商品に対する原価測定の特例を削除し、公正価値を求めていたが、受領したコメントでは反対が多く、この取扱いが議論されている。今回は、スタッフから、原価測定の特例を廃止して、当初認識時以後の測定において、公正価値による測定を求めるが、原価が公正価値の代替値として利用できる場合があることを示すガイダンスを追加するという提案が示された。

議論の結果、非上場持分金融商品に対する原価測定の特例を削除し、特例の対象であった持分金融商品に対しても公正価値による測定を求めることが暫定的に合意された。ただし、最終基準では、適時に目的適的な情報が入手できないしそのような情報が十分に入手できないときに、どのように公正価値を測定するかに関するガイダンスを示すことも同時に暫定的に合意された。そこには、どのような場合に原価を公正価値の代替値として利用することができるかに関するガイダンスも含まれる予定である。

(2) 再分類

公開草案では、再分類を禁止していたが、償却原価区分は、契約金利ベースで管理するというビジネス・モデルがある場合にのみ適用することができるため、非常に稀とはいえ、ビジネス・モデルに変更があった場合に、償却原価区分と公正価値区分の間の再分類を認めるべきとのコメントが寄せられた。これを受けて、再分類を認めるかどうか議論された。

議論の結果、ビジネス・モデルに変更があった場合には、再分類を認めることが暫定的に合意された。再分類に当たっては、次のように会計処理することとし、この取扱いは、すべての場合において、将来に向かって適用される（遡及適用はされない）。

(a) 他の区分から公正価値区分に再分類される場合には、再分類日に当該金融商品は公正価値で測定され、簿価と公正価値との差額は、包括利益計算書上、当期純利益の中の独立した項目として表示される。

(b) 公正価値区分から他の区分に再分類される場合には、再分類日の公正価値が当該金融商品の新たな簿価となる。

また、これに伴い、IFRS第7号（金融商品：開示）を改訂して、再分類を行った場合には、①再分類を行った理由及び②それぞれの区分から振り替えられた金額（損益を通して公正価値測定されるもの及其他包括利益（OCI）を通して公正価値測定されるものは区分開示する）を開示することを求めることも、暫定的に合意された。

(3) OCIでの表示

公開草案では、当初認識時に、企業は、取消不能の選択として、売買目的で保有されていない持分金融商品の公正価値の変動をOCIで表示することができ、この選択をした場合には、当該投資からの配当もOCIで表示しなければならないとされている。さらに、売却等によって実現した場合でも、OCIから当期利益への振り替えは認めない

(non-recycling)。しかし、OCIから資本の部の他の勘定（留保利益を指すと理解されている）への振り替えは認められている。ただし、OCIから留保利益に振り替えるタイミング等の詳細については、各国での規定が存在するかもしれないことに配慮して、公開草案では明確にされていない。受領したコメントでは、配当も含め、OCIから当期純利益への振替を求める意見が多数を占めた。

議論の結果、配当については、それが投資に対するリターン (return on investment) である場合には、当期純利益で認識すること求めることに変更することが暫定的に合意された（投資の償還 (return of investment) の場合には当期純利益で認識することを認めない）。また、それ以外の場合には、OCIから当期純利益への振替（リサイクリング）は認めないことが再確認された。このほか、公正価値の変動をOCIで認識するオプションを選択している持分金融商品に対する公開草案での開示要求（OCIオプションを選択した銘柄、選択の理由、公正価値、売却以外の理由でOCIから留保利益へ振り替えた場合の振替額及び理由、売却した場合には売却理由及び売却に伴って留保利益に振り返られた累積損益額）については、これを求めることが再確認された。さらに、OCIオプションを選択した持分金融商品からの配当については、当期純利益で認識された金額の開示を求めることが暫定的に合意された。

(4)信用リスクの集中

いくつかのトランシェに分かれているような優先劣後構造を持つ金融商品（ここでは「信用リスクの集中のある金融商品」という）の会計処理について議論が行われた。公開草案では、このような構造を持っている場合には、当該金融商品の保有者は、最優先のトランシェを保有している場合のみ、償却原価区分を使うことができるとされている。それ以外のトランシェは、最優先のトランシェに対して保証をしており、それによって受領する金利は、貨幣の時間価値と相手の信用リスク以外の要因を含んでいるため、基本的貸付特徴を満たさず償却原価区分には該当しないとされている。今回、これに対するコメントを踏まえて議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 信用リスクの集中のある金融商品の発行者の測定の決定は、その保有者の会計処理と対称的である必要はなく、発行体は、独自に償却原価区分に該当するかどうかの評価を行うことを求める。
- (b) 信用リスクの集中のある金融商品の保有者の測定を決定するためには、「透過 (look through) アプローチ」を適用する。保有者は、保有する金融商品の基となる金融商品

のプールを分析し、キャッシュ・フローを生み出す資産を識別して、測定属性を決定しなければならない（それができなければ、金融商品は公正価値区分に分類される）。

(c) 保有者の金融商品が償却原価区分に適格となるためには、その基となる金融商品のプールが次の特性を持つ金融商品で構成されていなければならないことが暫定的に合意された。

- ・基本的貸付特徴を持つこと。
- ・基本的貸付特徴を持つ金融商品のキャッシュ・フローの変動性を、「基本的貸付特徴」規準に従って変更していること、又は・かつ、
- ・基となる金融商品のプールと発行された金融商品のキャッシュ・フローを結びつけるものであること（例えば、金利や通貨）。

(d) 基となる金融商品のプールが、レバレッジ効果を創造するための金融商品又は非金融項目を含んでいる場合には、発行された金融商品は、公正価値で測定することが求められる。当初認識以降に、基となる金融商品のプールが、償却原価を禁止するような方法で変更された場合には、発行された金融商品を償却原価区分としておくことはできない。

(5) 割引価格で購入された金融資産の取扱い

公開草案では、発生損失を表象する割引価格で購入された金融資産は、償却原価区分とすることはできないとされていた。しかし、コメントでは、そのような扱いに疑問が呈された。議論の結果、そのような状況であると言うだけでは、償却原価区分にすることができないということにはならないことが、暫定的に合意された。

2. 減損

減損に関する公開草案ドラフトの内容が固まったので、これを基に、スタッフが公開草案作成に着手することの是非が問われた。また、公開期間の長さについても議論が行われた。議論の結果、公開草案の作成に着手することが指示された（同公開草案は、その後2009年11月5日に公表された）。また、公開期間は、8ヶ月とされた。

3. ヘッジ会計

契約キャッシュ・フローを基に管理されている金融商品が、公正価値ヘッジの対象とすることができるかどうか（適格性）について議論が行われた。

議論の結果、そのような金融商品は、公正価値ヘッジの対象として適格であることが、暫定的に合意された。

第103回会議（2009年10月19日から23日まで）

1. 金融商品会計基準の見直し（IAS第39号の改訂）

今回は、①レベル3で測定された公正価値に関連する損益の表示、②範囲（金融負債の除外）、③発効日及び経過措置及び④保険プロジェクトへの影響について議論が行われた。④を除き、概要を解説する。なお、分類及び測定に関する最終基準（IFRS第9号）は、2009年11月12日に公表された。

(1) レベル3で公正価値測定された損益の表示

現在IFRS第7号（金融商品：開示）では、レベル3の公正価値で測定されている金融商品について、その期首から期末までの異動表を注記で開示することを求めている。その変動の中には、当期に認識されたレベル3の公正価値による損益の金額も開示されている。今回、公開草案に対して受領したコメントで、レベル3の損益を注記ではなく、包括利益計算書上で開示すべきだとの指摘があり、検討が行われた。

議論の結果、包括利益計算書上で、レベル3の公正価値損益を表示することはしないことが暫定的に合意された。

(2) 範囲（金融負債の除外）

今回、2009年7月の公開草案（分類及び測定）から、金融負債を除外することが、暫定的に合意された。この結果、金融負債には、引き続きIAS第39号（金融商品：認識及び測定）が適用されることになる。このような決定が行われたのは、償却原価以外で測定されているが、契約金利ベースで管理するビジネス・モデルで管理されているすべての金融負債の測定には、「信用スプレッド凍結測定法（frozen credit spread measurement method）」（金融負債の公正価値による測定に当たり、信用スプレッドについては、当初認識時の信用スプレッドをその後の測定でも用いるが、それ以外の要素は測定時点で見直す方法）を用いることを求めることが、第101回の臨時会議で暫定合意されているが、このような金融負債に関する測定方法について、さらに検討を要すると判断されたからである。今回、金融負債が範囲から除外されているが、2010年末までに一連の金融商品会計基準の見直しが完成する際には、金融負債の測定も基準に含まれる予定である。

(3) 発効日及び経過措置

分類及び測定に関するIFRSの発効日は、①2013年1月1日とすること、②早期適用を認めること、③経過措置に関する開示を求めること、④比較情報については、2009年及び2010年に早期適用する企業には遡及再表示を許容するが強制しないことなどが暫定的に合意された。

2. 負債の測定における自分自身の信用リスクの反映

負債の測定において、自分自身の信用リスクの変動を反映すべきかどうかに関して、2009年6月にディスカッション・ペーパーを公表し、2009年9月1日にコメントを締め切った。コメント分析時点で102通のコメントを受領し、そのコメントの回答の要約は、2009年9月会議で議論された。このディスカッション・ペーパーは、何らかのIFRSを作成する意図を有するものではなく、負債の測定において自分自身の信用リスクを測定に含めることに対する関係者の考え方を明確にすることが目的である。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- ・ 独立した作業として検討を続けることをやめる。
- ・ 現時点で信用リスクに関する一般論としての結論を出すのではなく、この成果を概念フレームワークの測定プロジェクトでの議論の中に取り込むこととする。
- ・ 公正価値測定プロジェクトで検討中の公正価値の定義の中における「信用リスク（又は履行リスク）」の役割を変更させない。
- ・ 公正価値による測定が行われるすべてのプロジェクトにおける公正価値の定義の適用について検討を行う。
- ・ 公正価値ではない現在測定（current measurement）を含むすべてのプロジェクトにおいて、信用リスクに関する疑問を検討する。

3. 認識の中止

今回は、①倒産隔離概念、②現先取引（レポ取引）等の会計処理、③今後検討するアプローチ及び④譲渡後の留保持分の会計処理について議論が行われた。

(1) 倒産隔離概念

譲受人が取得した資産が、譲渡人が何らかの破綻プロセスに陥った場合に、譲渡人に戻ってしまうかもしれない事態が生じる恐れがあり、これを防ぐには、倒産隔離(法的隔離テスト)が必要である。米国会計基準においては、資産の認識の中止のためには、倒産隔離が求められており、同様な概念をIFRSの中にも取り入れるべきかが議論された。議論の結果、倒産隔離概念は、認識の中止モデルに導入しないことが暫定的に合意された。

(2) 現先取引等の会計処理

公開草案では、現先取引は、金融資産の譲渡として会計処理することを提案している。しかし、これに対するコメントでは、現先取引は、有価証券担保の資金貸借取引として会計処理すべきとの指摘が多かった。これを受けて、今回、現先取引（sales and repurchase agreement）及び証券貸付契約（securities lending arrangement）の会計処理について議

論が行われた。議論の結果、現先取引等のすべてを譲渡として会計処理するのが妥当ではない場合あるのではないかとこの視点から、現先取引等のうち金融資産の譲渡として会計処理すべきではないもの（実質的に貸付契約である取引）があるかどうかを検討することが、スタッフに指示された。

(3) 今後検討するアプローチ

公開草案では、IASBが正式に提案するアプローチと5名のボードメンバーが支持する代替的アプローチの2つのモデルが示されているが、受領したコメントの多くが代替的アプローチを支持していた。これを受けて議論した結果、今後は、代替的アプローチの方向で基準開発を行うことが暫定的に合意された。

(a) IASBの提案アプローチ

- ① 次のいずれかの条件を満たした場合には、資産全体又はその構成要素（下記参照）の認識の中止を行う。
 - ・ 譲渡人が資産に対する継続的関与を有しない。
 - ・ 継続的関与がある場合には、譲受人が、自分自身の便益のために資産を譲渡できる実際上の能力を有している。
- ② 認識の中止は、原則として、金融資産全体に対して判断するが、ある要件を満たした構成要素（①特定の識別されたキャッシュ・フロー又は②金融資産からのキャッシュ・フローの比例的部分）については、金融資産の一部分の認識の中止を認める。
- ③ 「リンク表示（linked presentation）」は、金融資産の譲渡が行われたものの認識の中止とならず、負債が認識されている場合で、負債の返済が当該資産のキャッシュ・フローに限定されている状況を示すために、注記で両者の金額を開示する形で行われる。

(b) 代替的アプローチ

譲渡人の視点に立って認識の中止を判断する。譲渡人は、自らの便益のために、譲渡人が譲渡前に認識していた資産のキャッシュ・フローのすべて又はその一部に対するその他のアクセスを現在有していない場合には、資産及びその構成要素（資産の一部であればどのような部分であってもよい）の認識の中止を行う。言い換えると、次のとおりとなる。

- ① 譲渡人は、自らの便益のために、譲渡人が譲渡前に認識していた資産のキャッシュ・フローのすべてに対するその他のアクセスを現在有していれば、認識の中止を行うことはできない。
- ② 譲渡後も資産の一部に対するその他のアクセスを現在有しているような譲渡の場合、譲渡によって譲渡前の資産の性質は変わったと考え、譲渡人は、自らの便益のために、譲渡人が譲渡前に認識していた資産のキャッシュ・フローの一部に対するその他のアクセスを現在有していても、一旦全額の認識の中止を行い、その他のアクセスを有している部分を新たに認識し、アクセスを現在有していない部分の認識の中止を行う。

また、この譲渡に伴って新たに作り出された資産及び負債があれば、それを認識する。

(4) 譲渡後の留保持分の会計処理

今後代替的アプローチに基づいて基準開発を行うことが暫定的に合意されたため、上記(3)(b)②で示している部分譲渡に関する問題点が議論された。代替的アプローチでは、資産の一部の譲渡であっても、従前有していた資産のすべてについていったん認識の中止を行い、その後、継続して保有している留保持分を新たな資産の取得として会計処理することを提案している。この会計処理では、ほんの一部の譲渡によって、その後も継続して保有する資産の譲渡益を認識できることになるため、利益操作などが行なわれやすくなるというコメントが寄せられていた。

議論の結果、次のような方向でこの問題に対処するよう更なる検討を行なうことがスタッフに指示された。

- (a) 留保持分が、従前認識されていた資産の持分に比例していない場合には、譲渡人は、当該留保持分を新たな資産の取得として取扱い、その時点の公正価値で当初認識を行なう。当初認識時以降は、IAS第39号の分類及び測定規定に基づいて会計処理を行なう。譲渡人は、譲渡に伴う損益を当期純利益で認識する。
- (b) 留保持分が、従前認識されていた資産の持分と比例している場合には、譲渡人は、当該留保持分を当該資産の一部として取り扱う。したがって、譲渡人は、譲渡した部分に対してのみ損益を認識する。そして、譲渡人は、留保持分を、譲渡以前に譲渡資産に適用していた測定ベースを用いて測定し続ける。

4. 包括利益計算書の改訂（一計算書方式への統一）

FASBは、金融商品プロジェクトの一環として、一計算書方式の包括利益計算書を導入することを暫定的に決定している。これを受けて、IASBでも、包括利益計算書に対して、現在認められている2つのオプション（一計算書方式と二計算書方式）から二計算書方式を削除するためのIAS第1号（財務諸表の表示）の改訂を行なうかどうか議論された。この改訂は、現行の包括利益計算書の表示を変更するものではなく、単に、2つの選択肢を1つに絞ることを目的としている。これによって、例えば、今後金融商品会計基準の見直しで、FASBが金融商品の公正価値の変動の一部をその他の包括利益（OCI）で認識する会計処理を導入しても、両者の一計算書方式の包括利益計算書を比較することで、会計処理の全容が容易に理解できるようになる。

議論の結果、IAS第1号を改訂して、一計算書方式の包括利益計算書のみとすることが暫定的に合意された。今回次の点も併せて改訂することが、暫定的に合意された。

- (a) OCIの構成要素を、①将来当期純利益ヘリサイクリングされないものと②将来当期純利益ヘリサイクリングされるものに区分して表示する。

- (b) OCIの構成要素を税引後又は税引前で表示するという選択肢は維持する。しかし、OCIの構成要素を税引前で表示するという選択をした場合には、税額を①将来当期純利益ヘリサイクリングされないものと②将来当期純利益ヘリサイクリングされるものに区分して表示する。

FASBとの合同会議（2009年10月26日から28日まで）

1. 金融商品会計基準の見直し（IAS第39号の改訂）

今回は、①金融商品会計基準のコンバージェンスのためのコア原則、②分類及び測定及び③減損及びヘッジ会計について議論が行なわれた。なお、IASBは、分類及び測定に関する最終基準を2009年11月に、また、減損に関する公開草案を同じく2009年11月に公表する予定であることが報告された。また、FASBは、2009年末又は2010年当初に、分類、測定、減損及びヘッジ会計をすべて含んだ公開草案を公表する予定である。

(1) コア原則

IASBとFASBが協力して金融商品に関する会計基準を作成していくための核となる原則を明確にすることが議論された。スタッフからは、6項目にわたる原則が示された。例えば、契約キャッシュ・フローを回収するために保有する金融商品に対しても、公正価値と償却原価の双方が目的適合的であるといった原則が掲げられている。今後、さらに内容を検討することとされた。

(2) 分類及び測定

IASBとFASBの考え方には相違がある。IASBは、償却原価と公正価値という2つの区分を考えているが、FASBは、財政状態計算書上では、すべての金融商品を公正価値で測定することを検討している。ただし、企業の事業戦略が、元本のある負債金融商品を、第三者との間で売却・決済するのではなく、契約上のキャッシュ・フローを回収又は支払うために保有している金融商品に対しては、公正価値の変動のうち、金利及び減損を除く部分をOCIで認識することができるようにすることを検討している。FASBは、財政状態計算書上において、公正価値を、償却原価額、減損累計額、非信用リスクの公正価値変動累計額に分解して開示する方向で議論を行なっている。

IASBは、次の事項の財務諸表での表示を求めるかどうかを今後別途検討する。

- (a) 償却原価で測定されている金融商品の公正価値
- (b) 償却原価で測定されている金融商品の公正価値の変動に関する情報、及び
- (c) OCIの構成要素（OCIで認識された金融商品の公正価値の変動を含む）

(3) 減損及びヘッジ会計

I A S BとF A S Bは、金融商品の信用損失及びヘッジ会計について、共同して議論することに同意した。両者は、F A S Bが2009年10月21日に暫定合意した金融資産の信用損失をO C Iで認識する基本的な会計処理について議論した。F A S Bのモデルが完成した段階で、I A S Bの予想損失キャッシュ・フロー・アプローチとともに、当該モデルが、専門家アドバイザリー・パネルで議論される予定である。

2. 財務諸表の表示

今回は、①包括利益計算書とキャッシュ・フロー計算書との間の調整表、②営業キャッシュ・フローの直接法による表示、③包括利益計算書における損益の機能別（by function）又は性質別（by nature）分解表示及び④事業（business）及び財務（financing）の定義について議論が行われた。

(1) 調整表

今回は、①調整表の要否、②再測定（remeasurement）の定義の改訂及び③再測定の財務諸表での表示について議論が行われた。

① 調整表を主要勘定科目の変動分析表に変更

2008年10月に公表したディスカッション・ペーパー（財務諸表表示に関する予備的見解）では、包括利益計算書とキャッシュ・フロー計算書との間の調整表を財務諸表の注記として追加することを提案している。具体的には、表示されている勘定科目ごとに、①現金、②再測定以外の発生計上項目、③反復的な公正価値変動及び評価額修正による再測定、及び④その他すべての再測定 of 4つの構成要素に分解する調整表を提案している。受領したコメントでは、提案しているような包括的な調整表の必要性及び費用対効果から反対意見が多かったため、調整表に代えてどのような情報を要求するかが議論された。

議論の結果、ディスカッション・ペーパーで提案している包括利益計算書とキャッシュ・フロー計算書との間の勘定科目ごとの調整表に代えて、すべての重要な資産及び負債についてその勘定科目ごとの変動を分析する開示に置き換えることが、暫定的に合意された。当該分析では、勘定残高の変動を生じさせる取引及び他の事象の性質を説明することとし、重要な資産負債ごとの勘定科目分析は、以下の構成要素を区分しなければならない。

- (a) 現金の流入及び流出に伴う増減
- (b) 反復的及び経常的な性格を持つ非現金（発生計上）取引による増減（例えば、掛売り、賃金、原材料購入）
- (c) 非経常的又は非反復的な性格を持つ非現金取引又は事象による増減（例えば、事業の取得及び処分）

(d) 会計上の配分による増減（例えば、減価償却）

(e) 会計上の引当金・積立金による増減（例えば、貸倒債権、陳腐化棚卸資産に対するもの）

(f) 再測定による増減

② 再測定の定義の変更

受領したコメントでは、ディスカッション・ペーパーにおける再測定の定義の中に、「価格の変動」と「見積もりの変更」の双方が含まれていることが、再測定とは何かを理解することを妨げているという指摘があった。これを受けて、スタッフから、次のように再測定の定義を変更することが提案された。

「再測定とは、価格又は見積もりの変動に起因する資産又は負債の帳簿価額の現在価格又は現在価値（あるいは現在価格又は現在価値の見積額）への変動の影響を反映する、包括利益で認識される金額である。」

議論の結果、スタッフに当該定義のさらなる改善が指示された。

③ 再測定の財務諸表での表示

包括利益計算書において、再測定による損益を他の収益又は費用から区分することは、財務諸表の利用者が将来予測を行うために重要だといわれている。これを受けて、再測定に関する情報を包括利益計算書上で、それ以外の収益又は費用と分けて表示すべきかどうか議論された。なお、これに関連して、再測定をさらに反復的なものとそうでないものに区分するディスカッション・ペーパーの差異調整表での要求を維持する必要はないとされたため、両者を一括して表示することがこの提案の前提となっている。

議論の結果、FASBは、包括利益計算書上での表示を「再測定を除く収益及び費用」と「再測定」に分けて、最低限2欄で表示することに暫定的に合意した。一方、IASBは、再測定に関する情報を財務諸表の注記にて開示する（包括利益計算書上では再測定を独立した欄として区分表示しない）ことを選好した。ただ、IASBは、スタッフが現行の再測定情報の開示及び他のプロジェクトで検討されている開示を分析したのち、当該論点を再検討することに合意した。

(2) キャッシュ・フロー情報の表示

ディスカッション・ペーパーは、キャッシュ・フロー計算書の営業キャッシュ・フローを、直接法を用いて表示しなければならないと提案している。これに関して議論が行われ、議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

(a) キャッシュ・フロー計算書においては、直接的にキャッシュ・フローを表示することを企業に求めるディスカッション・ペーパーの提案を維持する。すなわち、キャッシュ・フロー計算書では、各セクション（及びカテゴリー）で勘定科目ごとに現金の受取及び支払を表示する（したがって、営業キャッシュ・フローも直接法による）。

- (b) 企業の財務諸表の利用者に重要な (significant and material) キャッシュ・フローが明確になるように、企業が、キャッシュ・フロー計算書の情報を分解しなければならないことを明記する。
- (c) 財務諸表の注記において、営業利益 (operating income) から営業キャッシュ・フローへの間接的な調整表 (間接法による調整表) の開示を求める。
- (d) 当該情報が財務諸表の他の場所で表示されていない限り、非資金活動に関するすべての目的適合性のある情報を開示するというディスカッション・ペーパーの提案を維持する。

これに加え、財務諸表の注記において、現金 (及び現金に類似する短期投資) に関する本国送還や他の制限に関する情報の開示を求めることも暫定的に決定した。

(3) 損益項目の機能及び性質による分解

ディスカッション・ペーパーでは、包括利益計算書の各カテゴリー内で、企業が損益項目を機能別に分解しなければならないとし、さらに、当該各機能別の数字は、企業の将来キャッシュ・フローを予測する際に包括利益計算書の有用性を高める範囲でさらに性質別に分解されなければならないと提案している。また、性質別の包括利益計算書上での表示が困難な場合には、情報を財務諸表の注記で開示することとしている。このほか、ディスカッション・ペーパーでは、機能別の分解情報を表示することが目的適合性のある情報を提供しないと経営者が判断する場合 (例えば、企業の事業構造が機能別に分けるほどの多様性を持っていないサービス産業) には、企業は包括利益計算書の各カテゴリー (事業及び財務) 内で包括利益の項目を性質別に分解することができることも提案している。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 公開草案には、財務諸表全体に対して、機能、性質及び測定属性による分解を検討することを企業に求める全般的な分解原則 (overall disaggregation principle) が含まなければならない。さらに、公開草案には、当該分解原則を各財務諸表に適用するためのガイダンスが含まなければならない。
- (b) 包括利益計算書については、ディスカッション・ペーパーで提案した、損益項目を機能別かつ性質別に分解しなければならないという提案を維持する。さらに、1つの報告セグメントのみを持つ企業は、包括利益計算書上で分解情報を表示し、複数の報告セグメントを持つ企業は、セグメントの注記の中で分解情報を表示する。なお、セグメント情報での開示については、今後引き続き検討する。

(4) 事業セクションと財務セクションの定義

2009年9月のIASB会議では、事業区分の中をさらに小区分に分けることとするが、ディスカッション・ペーパーでの提案のように、営業と投資というように規定するのではなく、経営者が事業をより適切に示すことができる小区分を自ら選定できるようにするこ

ととし、これをさらに詰めるため、小区分を決定するに当たっての適用ガイダンスを検討することがスタッフに指示されていた。

また、財務区分には、企業の資金調達活動によってもたらされた金融負債（金利要素を含む合意された返済契約を持つもの）及び持分金融商品を用いない資金調達に関連するデリバティブ（資産となるか負債となるかを問わない）を表示することが暫定合意され、この結果、ディスカッション・ペーパーで提案していた、企業の財務活動（treasury activities）に関連する資産は財務区分には表示されないこととなった（ディスカッション・ペーパーの考え方の変更）。しかし、ボードメンバーの中には、財務活動を財務区分に含めるべきと考えるものもあり、この点についても今回議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 事業区分は、営業と投資の2つのカテゴリーを有さなければならない。当該カテゴリーは、報告企業の日常の事業活動の一部である事業活動（事業活動は企業の純資源の相互関連的な使用を求める過程を通じて収益を生み出すものである）、すなわち、営業カテゴリーと、（収益でなく）利得を生み出す事業活動（重要なシナジーが結合資産から創出されないもの）、すなわち、投資カテゴリーとに区分する。これにより、営業カテゴリーと投資カテゴリーの定義は、ディスカッション・ペーパーで提案されたものとは異なることになる。
- (b) 財務区分は、資本を獲得（又は返済）する企業の活動の一部である項目を含み、借入（debt）と持分（equity）の2つのカテゴリーから構成される。
 - ・借入カテゴリーには、その性質が資本の調達（又は返済）を目的として締結された借入契約である負債が含まれる。
 - ・持分カテゴリーには、IFRS又は米国会計基準で持分と定義されるものを含む。
- (c) 財務区分には、財務活動カテゴリーは含まない。すなわち、現金及び現金の代替として用いられる短期の金融資産（又は金融負債）は事業区分に含まれる。

3. 収益認識

今回は、①契約のセグメントへの分割、②販売対価のセグメントへの配分及び③セグメント内の収益の認識タイミングについての議論が行われた。

2008年12月に公表されたディスカッション・ペーパーで提案している財及びサービスに対する支配が顧客に移転した時点で収益を認識するモデルに対しては、多くのコメントが支持を表明していたが、その実務への適用の実行可能性に対して疑問を持つコメントも多く寄せられた。例えば、建設会社にとって、レンガ、板、釘などいった要素にまで履行義務を分解し、契約対価を、独立販売価格を基にこれらの履行義務に配分することは現実的ではないとの指摘があった。

これを受けて、今回、履行義務のグループをセグメントとしてまとめることがスタッフから提案された。その概要は、①契約を市場で独立して販売できる履行義務のグループ（セグメント）に分割、次いで、②取引価格を、独立販売価格を基にこれらのセグメントに配分、そして③財及びサービスに対する支配が顧客に移転し、セグメント内の履行義務が充足された時点で収益を認識する（セグメント内での履行の配賦を行って認識すべき履行義務を決定する）、というものである。

(1) 契約のセグメントへの分割

顧客に対して、機械の引き渡しと1年間のメンテナンス・サービスを提供する契約がある場合、企業は多くの履行義務を識別できる。例えば、機械の引渡義務（機械の組み立て、調整なども含まれるかもしれない）、配送サービス、多くのメンテナンス・サービスなどである。これらひとつひとつの履行義務を識別し、これらに取引価格を配分することは現実的でない。そこで、これらを独立に販売可能な履行義務の単位（セグメント）にまとめようというのが、スタッフ提案のポイントである。セグメント概念を導入するかどうか、また、導入する場合には、契約をどのようにセグメントに配分するかに関して議論が行われた。議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) セグメント概念を導入することとする。
- (b) 契約は、市場の証拠（セグメントが別個に販売可能である証拠）を有するセグメントに分けなければならない（契約をセグメントに分割するための原則）。
- (c) 契約の分割に際しては、重要性、財及びサービスの移転時期、及び約束した財及びサービスのマージンなどの要素を考慮して判断を行わなければならない。
- (d) 取引価格は、独立販売価格を基に各セグメントに配分しなければならない。独立販売価格が直接観察可能でない場合には、企業は、それを見積もらなければならないが、その際には、観察可能なインプットを最大限利用しなければならない。
- (e) 今後作成される公開草案では、独立販売価格の見積もりに利用する特定の方法を記述したり、禁止したりすることはしない。

(2) セグメント内の収益認識のタイミング

セグメントが単一の履行義務から構成されている場合には、当該履行義務にかかる財及びサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該履行義務の金額が収益として認識される。しかし、セグメントが複数の履行義務から構成されている場合、特に、履行義務が連続的に充足されている場合、当期に充足された履行義務の金額を決定する必要がある。そのため、企業が当期にどれだけ履行を行ったかを決定しなければならない。顧客への請求が、履行を示す場合もあるかも知れないし、履行を特定するため、生産高、投入量又は時間の経過などが測定手法として用いられる可能性もある。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 企業は、財及びサービスが顧客に移転されたことを測定する最良の方法を選択しなければならない。そのような方法には、生産高、投入量又は時の経過などを用いる方法がある。
- (b) ひとつのセグメントに対してはひとつの方法を選定すべきで、選択された方法を契約期間にわたって一貫して適用しなければならない。また、類似の特徴を有する他の契約のセグメントに対しても、当該方法を一貫して適用しなければならない。

4. 保険会計

今回は、①保険契約者の会計、②測定目的、③新契約費及び④包括利益計算書での表示について議論が行われた。これらのうち、最初の3つは、FASBとの間で意見の相違があったものである。また、包括利益計算書での表示は、教育的な目的での議論であり、結論に達した事項はない。ここでは、①から③についての議論を紹介する。

(1) 保険契約者の会計

IASBは、再保険の出再者と再保険者の再保険契約の会計処理を除き、保険契約者の会計処理を公開草案では、扱わないことを暫定的に決定しているが、FASBは、まだ議論を行っていない。これを踏まえて、今回、今後の対応について議論が行われた。議論の結果、①保険契約の発行者の会計処理のみを扱い、保険契約者の会計処理を扱わないことによる問題点及び②保険契約者という観点からみた場合の再保険契約の会計処理との類似性を識別するために、保険契約者の会計処理に関して分析を行うことが、スタッフに指示された。

(2) 測定目的

これまでの議論で、保険負債の測定属性（測定目的）の候補として、改訂IAS第37号アプローチ（初日の利益が出ないための調整を行うとともに、現在の予想将来キャッシュ・フロー、貨幣の時間的価値及び明示的マージンの見直しを行う）と現在履行価値アプローチ（明示的なマージンの代わりに、契約当初に複合マージンを認識しその後見直しを行わない）が残っている。IASBは、前者を採用することを暫定的に決定しており、FASBは後者を採用することを暫定的に決定している。このため、両者に調整すべき差異が残っている。これを受けて、両者の考え方の類似点や相違点について議論が行われた。議論の結果、両者は、3つのビルディング・ブロック・アプローチを採用することに合意した。3つのビルディング・ブロック・アプローチでは、①現在の予想（確率加重）将来キャッシュ・フローを用い、②貨幣の時間的価値を考慮し、さらに、③明示的なマージン（毎期末に見直す）をも考慮して、保険負債を測定することとしている。この決定によって、IASBの改訂IAS第37号アプローチとFASBの現在履行価値アプローチにど

のような差異が残っているのかについて、スタッフに検討することが指示された。特に、不確実性に対する調整の役割を含む測定目的の明確化のための文言の整理を行い、最終的には、両者が統合されたい見解に達することが期待されている。

(3)新契約費

新契約費をその発生時（契約当初）に費用として認識する点については、IASBもFASBも同意している。しかし、その際に、保険負債の一部を収益として認識するかどうかに関しては、IASBは収益を認識すべきとし、FASBは収益を認識しないとしており、意見が分かれていた。そこで、今回両者の意見調整のための議論が行われた。

議論の結果、改めて採決が行われ、FASBは全員一致で収益を認識しないことを再確認した。IASBは、従前の決定を覆し、8対6で収益を認識しないことに暫定的に合意した。

以上

（国際会計基準審議会理事 山田辰己）